

3 古代の災害と地域社会

—飢饉と疫病—

今津 勝紀

はじめに

『日本書紀』崇神七年二月辛卯条には、「詔曰、昔我皇祖、大啓_二鴻基_一。其後、聖業逾高、王風転盛。不意、今当朕世、数有_二災害_一。恐朝無_二善政_一、取_二咎於神祇_一耶。蓋_下命神龜、以極_中致_レ災之所由_上也」とあるが、これが「災害」という表現の初見記事である。その内容は、同じく崇神紀五年条に「国内多_二疾疫_一、民有_二死亡者_一、且大半矣」とあることから、疫病による被害をさす。本報告がとりあげるのは、こうした古代の災害、なかでも飢饉と疫病についてであり、これが社会にどのように作用したかを検討する。

詳細は割愛するが、これまでの古代社会をめぐる諸研究を見渡してみると⁽¹⁾、当時の社会がどのような自然的条件のもとに存立していたのか、そうした人間を取り巻く外在的諸条件が社会とどのように関連していたのか、などといった点に十分な考慮が払われてきたとは言い難い。この点はやはり大きな問題であり、古代の人々が、どのような外在的条件の中で、生命を含めた再生産を行っていたのか、これを実態に即して明らかにすることが課題である。そうした人間を取り巻く、自然的条件を際立たせるものとして、ここでは、飢饉や疫病といった災害に注目したい⁽²⁾。

本報告では、備中北部を事例に、当時の人々の生活を家族・村落といったレベルで、その具体的なあり方を復原し、その上で、貞観八年にこの地域を襲う飢饉や疫病が社会にどのように作用したかを明らかにしたいと思う。

一. 備中国哲多郡・英賀郡の郷と村

まず、今回の主たるフィールドとなる備中国北部の状況について説明しておきたい⁽³⁾。

¹ さしあたり、石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）、吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）を通説としてあげておく。これらの学説への批判については、山尾幸久『日本古代国家と土地所有』（吉川弘文館、二〇〇三年 以下、山尾の引用はこれによる）を参照のこと。なお紙幅の都合により註は最小限にとどめた。

² この点に関連して、今津勝紀・隈元崇「天平六年の地震と聖武天皇」（『条里制・古代都市研究』二二、二〇〇七年）では、地震災害と仏教信仰について論じた。

³ 以下は、今津勝紀「古代における空間認識と郡郷編成」（新納泉編『時空間情報科学を用いた歴史研究の刷新』岡山大学文学部プロジェクト研究報告書一一、二〇〇八年）での報告に基づく。詳細はそちらによらねたい。

備中国は、『和名類聚抄』では都宇・窪屋・賀夜・下道・浅口・小田・後月・哲多・英賀の九郡からなり、刊本と高山寺本で多少の出入りはあるが全部で約七十郷を数える。備中国の基本的骨格をなしたのは高梁川で、備中の中部と南部の場合、高梁川右岸は支流の成羽川・小田川の流域が下道郡・小田郡・後月郡に編成され、それ以外の瀬戸内海沿岸部が浅口郡に編成される。高梁川左岸では都宇郡・窪屋郡・賀夜郡が置かれるが、現在の総社市井尻野辺で東へと分流した高梁川の旧河道の北側が賀夜郡、南側が窪屋郡とされ、分流した高梁川と足守川が合流して、瀬戸内海に注ぐ河口部は都宇郡に編成された。この備中南部地域は当時、有数の人口密集地帯であった。

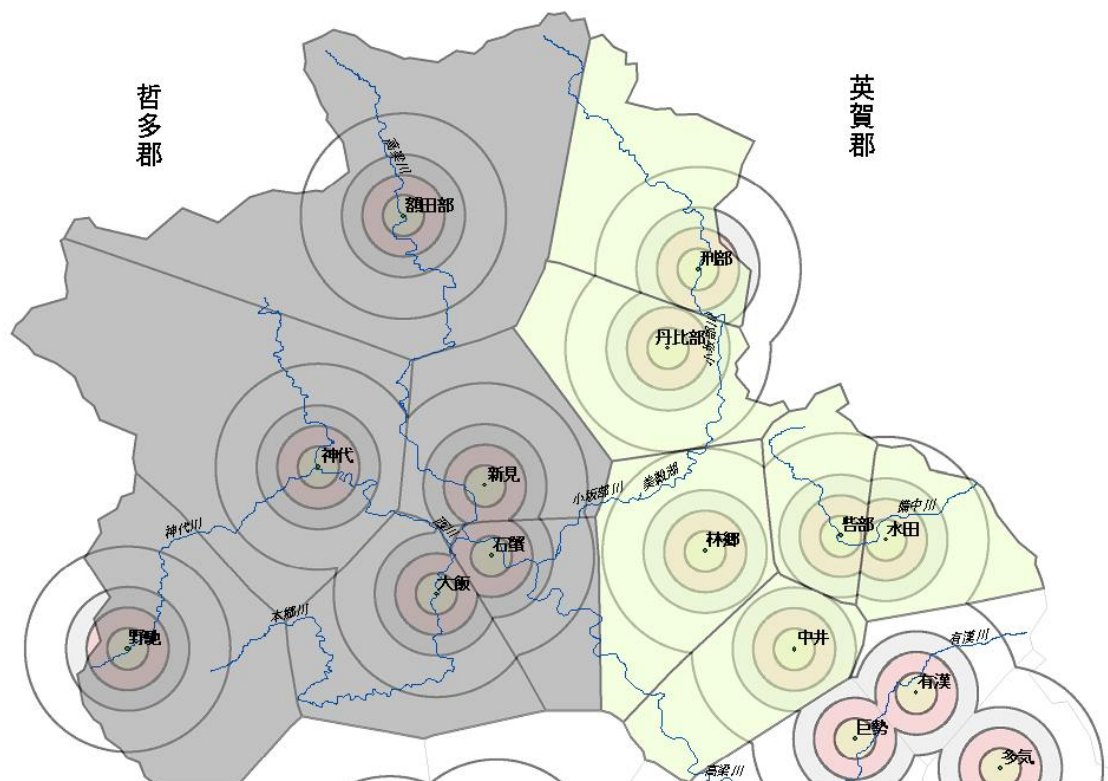
備中北部には哲多郡と英賀郡がおかれた。近世には、哲多郡と英賀郡は高梁川を境に分かれ新見は英賀郡に属すが、古代では新見郷は哲多郡に属していた。そのため、古代の哲多郡は、高梁川支流の神代川・本郷川の流域を含めた高梁川上流域を編成したものであったろう。英賀郡の場合、郡北部を流れる小阪部川は高梁川水系に属するが、郡南部の備中川は東流して旭川に注いでおり、英賀郡は水系とは別の論理で編まれていた。

ここで問題とする備中北部の哲多・英賀郡の郷についてだが、『和名類聚抄』では、哲多郡については、石蟹・新見・神代・野馳・額部・大飯の六郷があげられ、英賀郡については、中井・水田・皆部・刑部・丹部・林郷の六郷があげられている⁴⁾。それぞれの郷の比定地だが、まず哲多郡の場合、石蟹・新見・神代・野馳は現在でも J R の駅名にあり、岡山方面から伯備線で北上し、新見で芸備線に乗り換える順で配列されていた。現在はすべて新見市域に含まれる。額部郷と大飯郷は、遺称地が存在しないが、哲多郡の郷の配置を考えると高梁川支流の本郷川流域か高梁川上流域に存在したことは間違いない。現在の新見市哲多町一円と新見市千屋の二つの地区に、どちらかが存在したと考えるのが最も合理的である⁵⁾。

英賀郡の場合、中井郷は現在の真庭市中津井（旧北房町）が遺称地であり、水田郷と皆部郷も同様、それぞれ遺称地が存在する。刑部郷は J R 姫新線に刑部駅があり、新見市刑部（旧大佐町）が遺称地である。丹部は、丹比部から転じたものだが、これも J R 姫新線に田治部駅が存在する。新見市田治部が遺称地である。林郷は遺称地不明だが、『大日本地名辞書』は新見市唐松・草間・豊永といったカルスト台地上を想定する。さしあたりこれに従う。

⁴⁾ 英賀郡林郷は高山寺本では欠如している。

⁵⁾ 大飯郷の比定地については、これまで不明とされてきたが、近年の哲多町史編纂委員会の調査により、近世の哲多郡蚊家村の明細帳案に「備中国哲多郡大飯郷之内 蚊家村」（逸見猛家文書二六一九一二一四）との記述が確認された。一方、同様に、蚊家村に隣接する田淵村に所在する荒戸山神社に由来する「荒戸山八大龍王権現縁記」（名越平家文書二三一一六九七）の冒頭に「備中国哲多郡額部庄田淵村 荒戸山八代龍王権現縁記」との記述が確認できる。前者の場合、蚊家村が大飯郷に含まれた可能性を示すが、後者の場合、額部庄は額部郷に由来すると考えられるので、田淵村が額部郷に含まれた可能性を示している。旧哲多町域は本郷川流域に広がるが、両村はきわめて近接しており、この範囲で二つの郷が組織されたとは考えがたい。現状では旧哲多町域に広がっていた郷が大飯郷・額部郷のいずれであったかを断ずることができない。



以上が備中国の概観と哲多・英賀郡の郷の配置であるが、古代の場合、里（郷）はあくまでも人為的な組織であり、中世のように領域化していないと考えられる。もっとも里（郷）を組織するにあたり、まったく無作為に行われたとは考えがたく、ある程度の空間的まとまりが存在したことは事実である。そこで、古代には未だ郷が領域化していないことを前提として、あえて可視化することで、おおよその範囲を計算してみたい。

ここでは『和名類聚抄』所収の郷名を対象として、国土地理院発行の『数値地図 二五〇〇〇（空間データ基盤）岡山』より地名や施設名を選んで空間上に配置した。このデータは従来の二万五千分の一地図に書き込まれた地名・公共施設名などを拾ったポイントデータである。例えば、哲多郡の場合、石蟹・新見・神代・野馳はJRの駅をその代替ポイントとし、額部郷と大飯郷は、便宜的に額田郷を千屋地区に、大飯郷を哲多町域に仮定し、それぞれ千屋郵便局と本郷郵便局を代替ポイントとした。また英賀郡の場合、中井・水田・告部はそれぞれ居住地名を選択し代替ポイントとし、刑部・丹部はJR刑部・田治部駅を代替ポイントとした。林郷は、便宜的に『大日本地名辞書』が想定する範囲の中心に位置する豊永郵便局を代替ポイントとした。以上の郷を地図上にプロットし、それぞれのポイントから半径一キロ・二キロ・三キロ・五キロの同心円を描くとともに、それぞれのポイントを起点としてティーセンポリゴンを描くことで空間を分割し、重ね合わせた。これが計算上の郷の範囲である。また近世の郡界に引きずられることなく、古代の郡郷編成の特

徴をつかむために、ティーセンポリゴンを郡別に色分けし計算上の郡堺を示した（図一）。

以上のように、備中北部の郷（里）の配置を復原できるのだが、これまで指摘されているように、日本律令国家の末端行政制度は、中国のそれと大きく異なっている。日本令の母法である中国令では、人為的な行政組織である里には里正が置かれ、自然的な組織である村には村正が置かれるのだが、日本令ではこの部分が抜け落ち、里の規定はあるが村についての規定はない⁶⁾。里を構成する五十戸制は七世紀中葉には存在するが⁷⁾、律令制下一戸一兵士の原則が存在したとするならば⁸⁾、一つの里は五十人の兵士を出すこととなり、これは軍団の基本ユニットである隊に対応する。また封戸は、五十を基数としており、里の組織は、古代国家の給与制度にも対応する。実際には戸は多様であり、こうした原則はあくまでも理念に過ぎないのだが、律令制下の里は、基本的に軍事と徴税のための行政組織と考えてよいだろう。里と「村」の関係については、これまでも問題とされてきたのだが、現状では、里（郷、五十戸）が複数の村より構成されることは確実で、場合によっては、郷里制下の里（コザト）がほぼ村に対応することもあった⁹⁾。

例えば、これは山尾幸久が紹介する事例だが、出雲国神門郡滑狭郷は天平十一年出雲国大税賑給歴名帳では阿称里と池井里の里（コザト）からなるが、「村ごとに社に在す神」として「阿如の社」・「奈売佐の社」・「知の社」が確認されることから、滑狭郷の五十戸組織はアネ・ナメサ・チの三つの「村」から構成されていたとする。ちなみに、藤原宮北辺部から出土した評制下の木簡には「□□評阿尼里知奴大贄」とみえており、阿尼里（五十戸）は郷里制下には里（コザト）に編成され、五十戸組織は滑狭郷が代表されるようになったものである。

また、周知の史料であるが、備中国哲多郡大飯郷に関する平城宮跡出土の荷札木簡には、

- ①・備中国手田郡大飯郷新口里庸米¹⁰⁾
 - ・四斗五升田中里一斗五升右二村一俵

とあり、それぞれの里（コザト）が「村」として表現されている。このほかに平城宮跡からは、

- ②・備中国哲多郡大飯郷
 - ・三谷里 []¹¹⁾

という木簡も出土しており、いずれも郷里制下の木簡で、霊龜三年から天平十二年ごろま

6 この点に関しては、吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」『律令国家と古代の社会』前掲。なお、小林昌二に指摘があるように、中国の村正・坊正が村門の管理を任としていたのに対し、日本古代の村落は圍繞施設を欠いており、その必要性がなかったからと考えられる（小林昌二『村』と村首・村長『日本古代の村落と農民支配』塙書房、二〇〇〇年）。

7 『評制下荷札木簡集成』奈良文化財研究所、二〇〇六年（市大樹編集）を参照されたい。

8 浦田明子「編戸制の意義」『史学雑誌』八一—二、一九七二年。

9 鬼頭清明「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二、一九八九年。

10 『平城概報』一八一—一

11 『平城概報』二九—三六

でのほぼ同時期の木簡である⁽¹²⁾。すなわち、大飯郷は新口里・田中里・三谷里の三つの里（コザト）からなっていた。他の地域の例でも郷里制下の里（コザト）が二～三ほど作られるのが一般的であり⁽¹³⁾、哲多郡大飯郷の下にある里（コザト）は、以上ですべてであったろう。これらがほぼ村に相当するわけである。

このように、古代の郷が三つほどの村を含むとした場合の村の空間的規模だが、さきに述べたように、大飯郷の比定地に断案があるわけではないが、高梁川支流の本郷川流域に一つの郷が求められることは間違いないので、さしあたりこれを大飯郷とすると、この範囲は現在新見市に編入されている旧哲多町域がほぼそれに相当する。近世の正保郷帳ではこの範囲は、十三か村からなり、近代に入って市町村制が施行された段階で、本郷村・新砥村・萬歳村の三つの村に編成された。もとより、近代の三か村の領域が古代の村に相当するなどと言うつもりは毛頭ないが、おおよそ、山に囲まれたこの地域の村が、この程度の空間的規模を持っていたであろう事を推測することは可能であろう。おそらく、日常的な人々のムレはかなり小さいものであり、そうしたムレがいくつか集まって集落を構成し、その上に村が形成されたのであろう。

二 「村」の景観と構成

古代の村の内部景観について、備中の事例からは離れるが、少々大胆に復原してみたい。

まず、これまであまり言及されることがないのだが、村の人口規模についてふれてみよう。おおよそ、一戸あたり二〇人程度で構成されるとして、一つの里（郷、五〇戸）で千人程度の勘定となる。正倉院には大宝二年（七〇二）の戸籍がいくつか残されており、なかでも最も整った形で残されたのが、御野国（現在の岐阜県）の加毛郡半布里戸籍である⁽¹⁴⁾。半布里戸籍は、冒頭に欠落があり全部で五十八戸からあったと推定されるが、総計一一一人分の記載がある。こうした里（郷）の内部に、自然に形成された村が三つほど含まれたと考えられるので、古代の自然的な人のまとまりである村の人口規模は三百人強といったところになる。おおよそこの程度の人口規模で古代の村は構成されていた。

こうした村の内部だが、吉田孝をはじめとする通説的理解では、一般的な農民層の場合、イエは存在するが、継承の対象となるようなヤケが全社会的に形成されるようになるのは中世以降であり、古代では居住する建物としてのイエのみが存在すると考えられている⁽¹⁵⁾。しかし、この点について、山尾幸久は民衆レベルで「宅」と表現される居住単位がみえることを重視し、古代において、「百姓の『宅（イへ）』とは、『家』『烟』の者が『住居ふ』廬舎などの建物があり一定の区画を持つ『私』の『宅地』であって、地『主』に対して面

¹² 鎌田元一「靈龜元年式と郷里制」『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年。

¹³ 養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍でも甲和里・仲村里・嶋俣里の三里から構成されていた（『大日本古文書』（編年文書）一一二九一）。

¹⁴ 『大日本古文書』（編年文書）一一五七～九六。

¹⁵ 吉田孝『律令国家と古代の社会』前掲。

積ごとの『価』直が支払われた。『質』入れもできた」¹⁶⁾ことを主張する。本報告でも山尾の視点を支持するものだが、別の観点からこの点にふれてみたい。

そこで興味深いのが、『続日本紀』の災害被害に関する記事である。

- ① 霊亀元年（七一五）五月乙巳条「遠江国地震。山崩壅_レ龜玉河_一。水為_レ之不_レ流。経_レ数十日_一潰。没_レ敷智・長下・石田三郡民家百七十余区_一、并損_レ苗。」
- ② 天平十六年（七四四）五月庚戌条「肥後国雷雨、地震。八代・天草・葦北三郡官舎、并田二百九十余町、民家四百七十余区、人千五百廿余口被_レ水漂没。山崩二百八十余所、圧死人卅余人。並加_レ賑恤_一。」
- ③ 天平勝宝五年（七五三）九月壬寅条「摂津国御津村、南風大吹、潮水暴溢、壊_レ損廬舎一百十余区_一、漂_レ没百姓五百六十余人_一。並加_レ賑恤_一。仍追_レ海浜居民_一、遷_レ置於京中空地_一。」
- ④ 天平宝字八年（七六四）十二月是月条「西方有_レ声。似_レ雷非_レ雷。時当_レ大隅・薩摩両国之堺_一、烟雲晦冥、奔電去来。七日之後乃天晴。於_レ甕島信爾村之海_一、沙石自聚、化成_レ三島_一。炎氣露見、有_レ如_レ冶鑄之為_一。形勢相連、望似_レ四阿之屋_一。為_レ島被_レ埋者、民家六十二区、口八十余入。」
- ⑤ 宝龜三年（七七二）十月丁巳条「大宰府言上、去年五月廿三日、豊後国速見郡敵見郷、山崩填_レ澗、水為不_レ流。積_レ十余日_一忽決。漂没百姓卅七人、被_レ埋家卅三区。詔免_レ其調庸_一、加_レ之賑給_一。」

このうち、まず①の事例は地震による山崩れで龜玉川（天竜川）が塞がり、川の水位が上昇し、それが決壊して流域の民家一七〇余区と苗に被害が出たことを示す。②は肥後国の地震で、この場合、恐らく津波が発生したものと想定されるが、有明海沿岸の八代・天草・葦北三郡で官舎をはじめ、民家四七〇余区と一五二〇余人が漂没したこと、各地で山崩れがあり、圧死者の出たことを示す。③は、上町台地西縁に位置する海浜集落である摂津国御津村が台風による高潮の被害にあったことを示す。この場合廬舎一一〇余区と五六〇余人の被害が計上されている。④は桜島の噴火によるもので民家六二区と八〇余人に被害がでたことを示す。⑤は豊後国での山崩れの事例で、①と同様、川を塞ぎ一〇日後に決壊して、四七人と四三区に被害のあったことを示す。

ここで注目したいのは、被害の計上の仕方でいずれも「民家」・「家」・「廬舎」とされていること、さらにそれらがいずれも「区」として表現されていることである。③の御津村の事例では「廬舎」とあるが、これは離れた田地を耕作するための仮廬などではなく、村の内部に存在する「民家」と同義であろう。このように百姓の居住空間は「区」として表現されるのであり、こうした「区」は汎社会的に存在したのである。

ちなみに、この「家一区」についてだが、これは多くの史料が物語るように、主屋とそれに付随する雑屋・蔵などから構成され、場合によっては門屋などもある、区画された居

¹⁶⁾ 山尾幸久『日本古代国家と土地所有』前掲。

住の施設である。例えば、延暦七年の「大和国添上郡司解」¹⁷⁾には、次のようにある。

（端裏書 略）

添上郡司解 申売買家立券文事

家老区地肆段伯歩〈東限稻城王家中垣 南限中道 西限大春日朝臣難波麻呂家中垣
北百姓口分田陌〉

在物〈桧皮葺板敷屋二字〈各四間 在東庇〉草葺椽一字 板屋三字〈二各五間 一三
間屋形屋〉門屋一基〉在部下春日郷

右、得右京六条三坊戸主従七位上勳八等尋来津首月足解状稱、己家充価直銭老拾貫文売
与左京五条一坊戸主正六位上小治田朝臣豊人戸口同姓福麻呂已畢、望請、欲依式立券者、
郡依辞状勘問知実、仍勅売買兩人署名、申送如件、以解

延暦七年十二月廿三日

（略）

この例は、従七位上の位階を持つ尋来津首月足が小治田朝臣福麻呂に「家一区」を売り渡したもので、一般的な農民層の「家」とは言い難いが、この「家一区」は、桧皮葺板敷屋二字・草葺椽一字・板屋三字・門屋一基から構成されていた。門屋があることから、垣で区画されていたのであったろう。もとより、こうした立派な家をすべての人々が所有していたかは別にして、関和彦¹⁸⁾や山尾幸久が主張するように、大なり小なり、主屋と幾分かの作業小屋などの施設、さらに垣などにより区画された空間が存在したと考えられる。このような空間が「家一区」なのであり、作業小屋なども付随したことから、日常的な消費や労働の単位として、こうしたまとまりが機能していたのであろう。

「家一区」の具体的姿を示すものとしてやはり参考になるのが、六世紀中葉の榛名山の噴火により軽石が堆積して一挙に埋没した群馬県北群馬郡子持村の黒井峯遺跡・西組遺跡、六世紀前半の榛名山の噴火による火砕流で埋没した群馬県渋川市の中筋遺跡などの例である。黒井峯遺跡の場合、Ⅰ—Ⅵ群・Ⅳ群・Ⅶ群の三群に明瞭であるが、これらは、柴垣・道・うね状遺構などにより区画され、数棟の平地式住居と冬用の堅穴住居から構成される建物群をなしていた。柴垣などは簡素なものであり、頻繁にその構成を変え、作り直されていたと考えられるが、こうした区画された空間こそが一区として数えられるのであろう。山尾幸久は、おおよそ30m×30m（900㎡、300坪弱）、40m×40m（1600㎡ 四八〇坪強）程度を当時の居住空間と推定しているが、この程度の広さで「家一区」が構成されていたと考えられる。

そして、この「家一区」の居住人数だが、先ほどの災害記事で注意したいのは、②と③の事例である。まず②の場合、雷雨と地震であるが、民家四百七十余区と人千五百廿余口が漂没していることで、民家の被害と被災者数に密接な関連があるとするならば、一区あたりの被害者数は約三・二三人となる。③の場合、台風による南風が大いに吹いて、高潮

¹⁷⁾ 『平安遺文』五

¹⁸⁾ 関和彦『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、一九九四年。

が暴かに発生し溢れることで、廬舎一百十余区を壊損し、百姓五百六十余人が漂没するのだが、これも民家の被害と被災者数に密接な関連があるとするならば、一区あたりの被害者数は約五・〇九人となる。他の事例は、俄に発生したものではないので、被害区数と被害者数の相関が低いと考えられるが、②と③の事例は、いずれも一瞬にして起きた災害の被害区数と被害者数を示しており、両者の相関はそれなりに高いものと判断できる。つまり、一区あたりの人口は、平均して三人から五人程度の比較的少ない数を示していることに注意したい。もとよりこれらの区と被災者数が完全対応するわけではないのだが、少なくとも二〇人規模からなる戸をなすほどの数にならないことは確実である。

黒井峯遺跡のⅠ—Ⅵ群の C49 平地式住居（四〇・三㎡、約一二坪）の居住人数は、三人から五人と推定されるが、Ⅰ—Ⅵ群の場合、住居と推定される平地式建物は三棟から四棟よりなるので、十数人が居住していたことになるだろう。また周囲のⅡ群・Ⅲ群・Ⅶ群などでは二人から三人程度と推定され、これらの規模は小さい¹⁹⁾。これらの群をそれぞれどのようなものとして理解するか、また相互の関係をどのように理解するか、考古学的データから論じることは困難であり、この点に踏み込むことはできないのだが、仮に、一つの村の人口が三〇〇人程度であるとする、おおよそ六〇区から一〇〇区程度の単位で一村を構成していたことになる。人口一〇〇〇人で一里（郷、五〇戸）が構成されていたことを前提とすると、人口三〇〇人あまりの村には、戸主に相当するものが一六～一七人ほど存在したはずだから、こうした男性の家一区と、非戸主層の家一区が複数、計算上三から五で一つの戸に相当することになる。おおよそ複数の「家一区」が選択され、戸が編成されていたものと考えられる。

三 古代社会の脆弱性

（1） 備中国大税負死亡人帳

以上が村の景観であるが、別稿で論じたように²⁰⁾、当時の人口構成や出生時平均余命の低さをふまえると、社会の流動性は高く、村の景観も絶えず変動していたと考えられる。「家一区」を構成する人と人との関係について言えば、そもそも、古代では、安定的な単婚小家族などは存在せず、配偶者を亡くした男女の離合集散が繰り返され、生き延びた男性を軸として対偶関係が再構築され、世帯が再構成されていた。人々は婚姻を通じて形成され

¹⁹⁾ この点について、関口裕子は「四、五人」（『日本古代家族史の研究』上、塙書房、二〇〇四年）、山尾幸久も「三人が多くて五人」と推定している。これらの居住人数について、関口は「Ⅱ群一三～五人、Ⅲ群一二人前後、Ⅳ群一五～六人、Ⅶ群一二人前後」と推定している。

²⁰⁾ 今津勝紀「大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍をめぐって」（岡山大学学内共同研究「自然と人間の共生」報告書『環境』と文化・文明・歴史』岡山大学、二〇〇三年、同「日本古代の村落と地域社会」『考古学研究』五〇一三、二〇〇三年。

た血縁関係の連鎖の中で生活しており、血縁関係の連鎖の中心に位置する成人男性を軸として、同世代のキョウダイ・イトコへと側展的に延びる血縁関係の範囲で結ばれる世帯グループ（複数の「家一区」）が、最も基本的な相互扶助の機能を担ったと考えられる。頼みとする「親はらから」の具体的な範囲はこの程度であったろう。「家一区」も頻繁にその姿を変えていたものと考えられる。

こうした社会の流動性の高さの背景には、社会基盤そのものの脆弱性があると考えられるのだが、この点を具体的に把握してみたい。まず、日本の中世後期の社会が慢性的な飢餓状態にあり、春から夏の端境期に飢饉が繰り返して起こっていたことが指摘されているが⁽²¹⁾、こうした状況は基本的に古代でも同様であった。この点で興味深いのが、次の天平十一年の備中国大税負死亡人帳の事例である⁽²²⁾。

備中国大税負死亡人帳は、天平十一年に大税出挙を受け死亡した者の負税を免除するための帳簿で、死亡人の歴名と免税額・死亡年月日が記載されている。冒頭の総計によると、備中一国、合計九郡で死亡人一百二十七人、六千四百七拾九束七把が免除されている。帳簿は全九郡のうち、冒頭の都宇郡から賀夜郡までの三郡にわたる四十四名分、全体の約三五%が残っている。一例を示すと以下の通りである。

都宇郡死亡人八人 免税六百七拾八束〔穎五百五十束 穀十二斛八斗〕

建部郷死亡人二人 免税一百六束〔穎一百束、穀六斗〕

岡本里戸丸部得麻呂口西漢人志卑売 九拾二束 天平十一年三月廿三日死

戸主建部恵師口建部猪麻呂 十四束〔穎八束 穀六斗〕 天平十一年九月十日死

河面郷死亡人三人 免税二百七十束〔穎二百六十四束、穀六斗〕

神沼里戸主津臣益磨口建部猪麻呂 一百束 天平十一年十一月十二日死

辛人里戸主秦人部稲麻呂口秦人部弟嶋 九十束〔穎八十四束、穀六斗〕 天平十一年五月廿四日死

戸主赤染部首馬手 八十束 天平十一年三月廿九日死

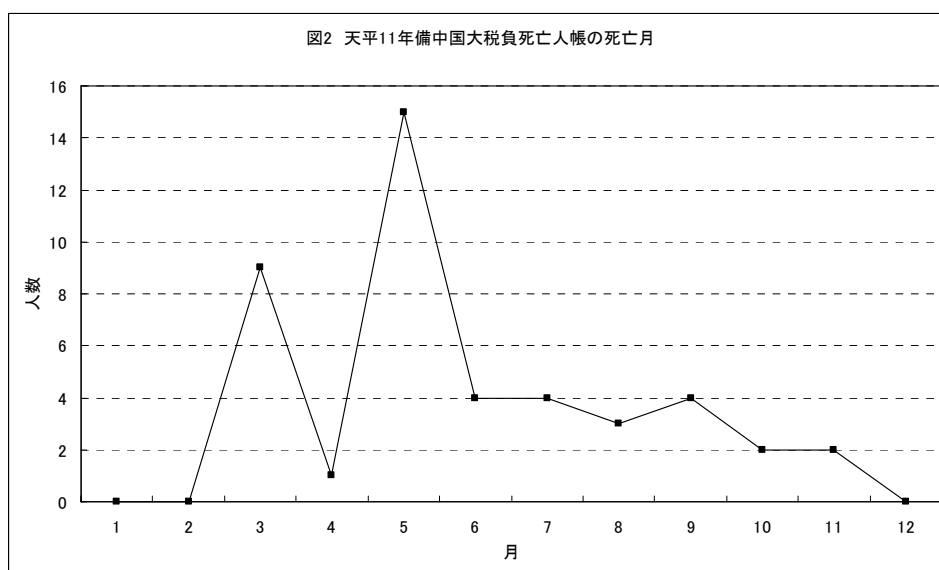
ここで注目したいのは、死亡月日である。通常、こうした日付がどの程度信憑性を持つか心許ないところだろう。国郡郷里の行政段階で一括して処理された可能性も考えられるところで、事実、三月十日を死亡月日とするものが二例、同じく五月十日とするものが同じく二例、五月二十五日とするものが三例確認できる。ただし三月十日の事例は窪屋郡三和郷市忍里の出雲部刀と賀夜郡葦守郷楯見里の出雲部小麻呂であるが、郡が異なっており、そうした操作が可能になるのは国衙ということになる。しかるに、賀夜郡葦守郷楯見里では出雲部小麻呂以外に、三月二十六日に建部臣恵師売、五月二十七日に建部気津売、六月十日に建部智麻売が死亡しており、これらはいずれも同一の里（コザト）に属するが、死亡月日が異なっている。また、同一の里（コザト）の場合でも死亡人帳の記載順序は死亡月日順にはなっていないことにも注意したい。おそらく、大税負死亡人帳の歴名は、籍帳

²¹ 田村憲美「死亡の季節性からみた中世社会」『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四年。

²² 『大日古』二一四七～二五二

の記載に従って、籍帳の死亡注記と貸し付け帳簿とを照らし合わせて、籍帳の記載順に抜き出すことで作成されたものと考えられる。

以上のように、大税負死亡人帳の死亡月日は特別の操作を経たものではないと考えられるが、これを死亡月単位にまとめて、月ごとの件数をグラフ化したのが図二である。天平十年と天平十三年が閏年であり、天平十一年は十二箇月からなっており、このグラフは一年十二箇月での死亡人の分布を示している。天平期には五年・九年・十九年・二十年と大規模な飢饉が発生するが、天平十年と天平十一年は安定していたらしく、天平十年八月には天平七年から天平九年にかけての疫病で疲弊していた山陽道諸国での借貸が停止され、正



税出挙が復旧されている⁽²³⁾。この後、『続日本紀』には特記されるような記事はなく、天平十一年秋に入っ
 て、「方今孟秋、苗子盛秀」なので、「風雨調和、

年穀成熟」のため、天下諸寺に五穀成熟経の転読と、七日七夜の悔過が命じられているように⁽²⁴⁾、天平十一年は豊作だったらしい。このように、天平十年から十一年にかけては、まれにみる安定した年であり、備中国は飢饉に見舞われていないのであるが、このグラフで注目されるのは、夏五月に死亡数が突出していることである。

このように五月に死亡数が集中することの背景には、「夏時に至りて、必ず飢饉あり」と表現される状況が存在したものと考えられる（『類聚三代格』卷十九、弘仁一〇年六月二日官符所引弘仁十年三月十四日官符）⁽²⁵⁾。事実、『続日本紀』の飢饉にともなう賑給の記事を発生月ごとにまとめると、田村憲美が中世の事例から推定した春から夏にかけての死亡曲線とほぼ同様のものとなる⁽²⁶⁾（図三）。すなわち、田村が指摘した中世後期の慢性的飢餓状態は、基本的に古代社会にも当てはまるものであった。そして、同様の分析を先駆的に

²³ 『続日本紀』天平十年八月甲申条。

²⁴ 『続日本紀』天平十一年七月甲辰条。

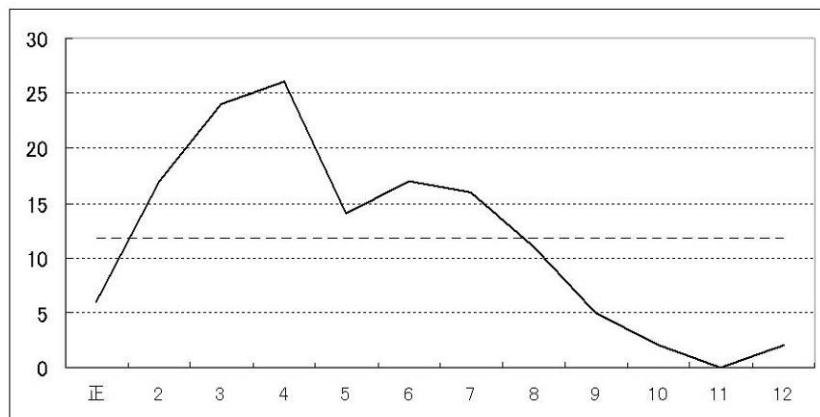
²⁵ 律令国家は「夏の乏しき」を過ごすため麦の栽培を奨励している（『類聚三代格』卷十九、弘仁一〇年六月二日官符所引天平勝宝三年三月十四日格）。

²⁶ 藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割—飢疫記事からみた賑給制度—」二〇〇六年度岡山大学文学部卒業論文。

行った新村拓は、平安末にいたる上中級官人の死亡月や疫病発生の記録を集計すると、「疫病は三月から五月に多く発生し、死亡は五月から七月に多い」ことを指摘しているが⁽²⁷⁾、史料上「飢疫」と表現されるように、飢饉が発生すると、必然的に疫病が蔓延し、多くの人が亡くなったのである。春から夏にかけて、慢性的な飢饉状態にあるわけで、それにともない疫病に見舞われるのである。これが古代社会の基礎的条件であった。

疫病の内容はよくわからないが、飢饉状態では栄養状態が悪化し抵抗力も弱まる。また、悪食も行われたであろう事は想像に難くない。古代の疫病については、天平九年の天然痘の大流行はよく知られるところだが、医疾令 25 典薬寮合雑薬条では「典薬寮、每_レ歳量_一合傷寒・時気・瘧・利・傷中・金創・諸雑薬_一。以擬_一療治_一。〈諸国准此。〉」とあるように、典薬寮と諸国が常に準備すべき薬として、傷寒・時気・瘧・利・傷中・金創の諸薬をあげている。このうち、傷寒は寒気による熱の病、時気も四季の気候変化に反して起こる時々

の病であるが、瘧はハマダラカが媒介するマラリア原虫による感染症であり、利は赤痢菌感染による下痢や発熱などの症状、傷中は内臓の疾患とされており、これらがきわめて普遍的な疾病であった⁽²⁸⁾。



藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割—飢疫記事からみた賑給制度—」2006年度岡山大学文学部卒業論文

図3 『続日本紀』の飢饉記事月別件数

(2) 貞観年間の早魃と疫病

では、古代の飢饉と疫病は地域社会にどのような作用をもたらしたのか、この点を検討してみたい。貞観八年（八六六）に備中国北部の哲多・英賀郡を旱と疫病が襲う。

『日本三代実録』貞観八年（八六六）十月八日条には、

備中国哲多・英賀両郡百姓給_一復二年_一。以_一旱疫_一也。

とある。すなわち、哲多郡と英賀郡で旱による飢饉と疫病が発生し、二年間の租税免除を認めているのだが、この記事だけでは、その内容がよくわからない。しかるに、この記事に関連するのが、三善清行が著した『藤原保則伝』の記述で、

「旱し、田畝尽くに荒れたり。百姓飢饉して、□相望り。群盜公行し、邑里空虚し。

²⁷ 新村拓『日本医療社会史の研究』法政大学出版局、一九八五年。

²⁸ 服部敏良『奈良時代医学史の研究』吉川弘文館、一九四五年。

英賀・哲多の両郡は、山谷の間にありて、府を去ること稍遠し。郡の中の百姓は或いは劫掠して相殺され、或いは租を逋れて逃散す。境の内の丘墟には、単丁もあることなし。前守朝野貞吉は苛酷をもって治めたりき。郡司、小さき罪あれば鉗鉞を着け、人民纖毫を犯せば、捕へて案へて殺しつ。囚徒は獄に満ち、仆れし骸は路を塞ぎぬ。とある²⁹⁾。『藤原保則伝』は、寛平五年（八九三）に備中介として赴任した三善清行が、以前に備中に赴任していた良吏、藤原保則の伝記をまとめたものである³⁰⁾。『公卿補任』によると保則は、貞観八年（八六六）に備中権介に任じられ、同十三年備中守に昇任し、貞観十六年には備前権守に転じ、翌十七年帰京しており（寛平四年条）、保則伝の記述は、貞観八年の哲多・英賀郡での被害を記したもので、保則が備中権介として赴任した際の出来事である。

名文家の三善清行の筆になるため、どこまで事実を伝えたものか慎重に考える必要があるが、保則伝の記述で注目したいのは次の二点である。第一に、「早し、田畝尽くに荒れたり。百姓飢饉して、口相望めり。群盜公行し、邑里空虚し」とあるように、飢饉に際して、盜賊が発生していたとあることで、この点については、『書紀』推古卅四年是歲条にも「自三月至七月、霖雨。天下大飢之。老者噉草根、而死于道垂。幼者含乳、以母子共死。又強盜・窃盜、並大起之、不可止」とあり、こうした現象は普遍的なことであった可能性がある。古代の強盜・窃盜の実態についてはよくわからないが、それぞれ賊盜律三四条と三五条に量刑が定められており、これらはいずれも赦の例に含まれず、嚴罰をもって処されていた。

第二に、保則伝には、哲多・英賀郡では人々が「租を逋れて逃散す。境の内の丘墟には、単丁もあることなし」とあるように、人々が逃散し郡内に人影がなくなったとあることが注目される。飢饉に際して、人々がより豊かな地域に移動することは、近世でも見られることで、この場合もそのようにも理解できるが、その他に人々が山に入っていた可能性も考えられる。例えば、これは中世の事例だが、正嘉三年（一二五九）の飢饉に際して、鎌倉幕府は、「諸国飢饉之間、遠近侘傺之輩、或入山野、取薯蕷・野老、或臨江海、求魚鱗・海藻、以如此業、支活計之処、在所之地頭堅令禁遏、云々、早止地頭制止、可助浪人身命也（下略）」との命令を下し（鎌倉幕府追加法（三二三））、飢えた人々が山野河海に入り、薯蕷・野老・魚鱗・海藻などの食糧を採集することを認めている。また、菊池勇夫が指摘するところによると、近世の飢饉に際しては、藩は、留山を御救山として

²⁹⁾ 藤原保則伝は日本思想大系『古代政治社会思想』岩波書店、一九七九年による。

³⁰⁾ 保則が帰京するに当たり、「両備の民、悲しび号きて路を遮りつ。里老村媪の頭に白髪を戴けるは、各酒肴を捧げて、道の辺に拝伏せり」（伝）という状況であったという。保則の功績については、「公任に到りし初め、施すに仁政をもてし、その小過を宥るしその大体を存せり。徒隸を放散して、遍く賑貸を加え、農桑を勸督めて、遊費を禁め止めつ。ここに百姓、極負して来り附くこと帰るがごとし。田園尽くに闢け、戸口殷盛なり。門は夜の扃をせず、邑は吠ゆる狗なし。府蔵多く蓄へ、賦税倍入りぬ。遂に、租税の返抄を受くること卅四箇年、調庸の返抄を受くること十一箇年なり」とあるように、徳化と仁政、未納の返済を実現した典型的な良吏とあってよいだろう（佐藤宗諱「良吏を育んだ吉備」（門脇禎二・狩野久・葛原克人『古代を考える 吉備』吉川弘文館、二〇〇五年）。

開放し、人々はそこで燃料や食糧を調達するなどしていた⁽³¹⁾。さらに、六車由実は、東北地方を襲った昭和初期の飢饉を分析し、代用食を探しに、老若男女、子どもがこぞって山へと入り、草の根や木の実、木の葉を懸命に採取していたこと、それが近世以来の一般的な行動であることを指摘している⁽³²⁾。

この点に関連して、『宇津保物語』俊蔭には、「親はらからもなく、使フ人もな」い仲忠母子が、「里にはすべき方もなければ」として、山中の杉の木の空洞（うつほ）を住処に、「薯蕷、野老を掘りて、木の実、葛の根」を食することで命をつなぐ話が見えるが、飢饉に際しての生活も同様のものであったろう。哲多・英賀郡は、いずれも山がちな地域であり、保則伝の表現がどれだけ実態を反映しているか心許ないところもあるが、当時でも飢饉に際して、山に入ることは行われていたと考えられる。この記述が、古代における、そうした飢饉に際しての山入りの慣行の存在を示す可能性のあることを指摘しておきたい。

このように貞観八年の旱による飢饉と疫病でこの地域には少なからぬ被害が発生していたことは確実であるが、その被害の程度を推測させる史料がある。まずこの貞観八年の被害は哲多・英賀郡といった備中国北部に局限されるものではなく、貞観年間に諸国で頻発した飢饉と疫病の一環であり、貞観年間には全国で疫病が大流行していた。表は、貞観年間の疫病発生を示す記事の一覧であり、それを国別に件数をまとめて旧国単位の日本地図

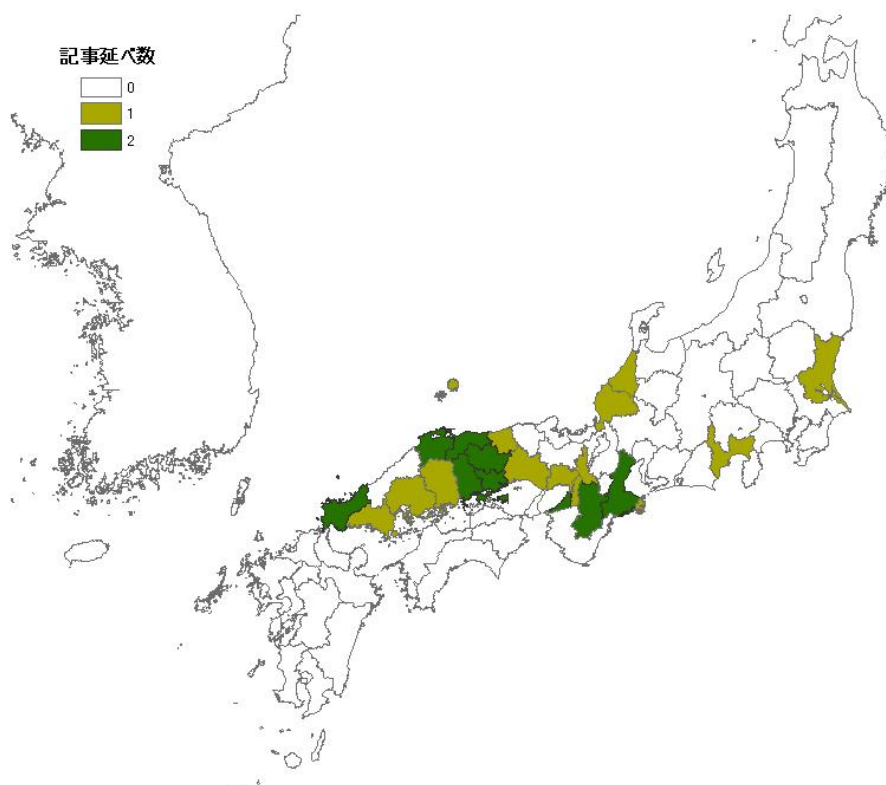


図 4 貞観年間の飢饉発生国

³¹ 菊池勇夫『飢饉の社会史』校倉書房、一九九四年。同『近世の飢饉』吉川弘文館、一九九七年。

³² 六車由実「飢饉と救荒食」『いくつもの日本IV さまざまな生業』岩波書店、二〇〇二年。

上に示したのが、**図四**である。

まず貞観五年（八六三）正月廿七日に、御在所及び建礼門・朱雀門で災疫を攘くため大祓が行われ、飢病尤も甚だしとして京中で賑給が行われるが、「自_二去年冬末_一、至_二于是月_一、京城及畿内畿外、多患_二咳逆_一、死者甚衆矣」という有様だった⁽³³⁾。この場合、咳逆（しわぶきやみ）とされる呼吸器系の疾患が流行しているのだが、咳逆はその後も収まることなく、こうした疫病をもたらしたのは怨霊の仕業として、ついには平安京の神泉苑で怨霊を鎮めるための御霊会が執り行われるに至る。よく知られるように、御霊会では、政治的に失脚して非業の死を遂げた早良親王以下、橘逸勢・文室宮田麻呂など六人の霊が祀られた。

貞観六年に入っても、疫病はさらに拡散し、「今疫死百姓、無国不申」という状況になるのだが⁽³⁴⁾、なかでも山陽・南海の被害が深刻だったようで、十一月には「勅令_下五畿内并山陽南海両道_一、預鎮_二謝疫癘_一、兼転_中読般若大乘_上」せしめている⁽³⁵⁾。この後、貞観七年・八年にかけて、伊勢・志摩・因幡・出雲・隠岐・美作・備前・備中といった国々で疫病の被害が発生するが、これが哲多・英賀郡をおそった疫病である。備中国の哲多・英賀郡といった北部にこの被害が認められ、隠伎・出雲・因幡・美作に被害が出ていることを考えると、山陰側に被害の中心があったことが考えられるだろう。

この疫病の被害だが、備中国哲多郡と英賀郡の被害を示す先の『日本三代実録』の記事では内容がわからないのだが、これに関連する隠伎国の被害について『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）八月五日乙酉条は次のように伝える。

免_二除隠岐国貞観七八両年疫死百姓三千一百八十九人_一。

『国史大系』の編者は、この条について「九人、此下恐脱文」と注しているが、このままでは貞観十二年に貞観七年・八年の疫死者の一体何を免除するのか不明であり、脱文があると考えてよい。恐らく、負税などが免除されたものと思われるが、ともあれ、ここから、貞観七年と八年の二カ年で隠岐国では三千一百八十九人が死亡したことが判明する。ここまで細かい数字が判明するのは稀有な事例である。

当時の隠岐国の総人口を正確に知ることはできないのだが、『和名類聚抄』では、隠岐国は四郡からなり、合計十一郷で構成されていた。一郷の人口をほぼ千人前後と仮定すると、最大で一万千人といったところだろうか。おおよそ、人口の三割が疫病でなくなった計算になる。また二カ年の死亡者数約三千二百人を二で除して、単年度の死亡者数と仮定すると、千人あたり百六十人程度の死亡率となるが、これは大宝二年戸籍での推計、千人あたり三十五人という死亡率の約四倍にのぼる⁽³⁶⁾。当時の大規模な疫病の脅威をうかがわせるに十分な数字である。天明の飢饉に際して、八戸藩の人口は半減したと推定されているが⁽³⁷⁾、

³³ 『日本三代実録』貞観五年正月廿七日条

³⁴ 『日本三代実録』貞観六年正月廿五日条

³⁵ 『日本三代実録』貞観六年十一月十二日条

³⁶ 今津勝紀「古代の家族と共同体—関口裕子『日本古代家族史の研究』（上・下）によせて—」宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所『研究年報』三八、二〇〇五年。

³⁷ 菊池勇夫『飢饉』集英社新書、二〇〇〇年。

大飢饉の被害として、あり得ない数字ではないだろう。もとより、備中北部の被害を具体的な数値で示すことはできないが、これがかなりのものにのぼったであろうことは想像に難くない。

以上のように、貞観年間の飢饉は山陰地方に被害が集中し、それが備中の北部にも及んでいたのだが、別稿でふれたように、『出雲国風土記』仁多郡条にみえる阿志毘縁道は出雲から伯耆に抜けるだけではなく、備中国哲多郡への最短ルートでもあり、ここには恒常的な割が設けられていた³⁸⁾。また、備中や備後の北部に刑部や丹比部（蝮部）、額田部が広く分布するが、これらを管掌したとされる刑部臣・蝮王部臣・額田部臣を確認できるのは出雲だけであり³⁹⁾、英賀郡の刑部（小阪部）・丹比部（田治部）、哲多郡の額田部は、そうした出雲の勢力との交渉を背景に存在した⁴⁰⁾。つまり、中国山地には山陰側と関係をもつものが存在し、頻繁に人々が行き来していたと考えられるのである。

中国山地越えはどこも難所であり、冬は積雪により閉ざされ、牛馬も通わないのだが、これらの道を利用した往来がそれなりに存在したことが想定できよう。こうした往来の内容が問題だが、この地域は記紀神話にみえる須佐之男命と八岐大蛇神話の舞台であり、6世紀以降は日本列島有数の鉄生産地帯であった。須佐之男命が天より降ったとされる鳥上山周辺の山の用益を通じて人々は古くから繋がっていたものと考えられる。こうした人の行き来が疫病拡大の根底にあったのである。

おわりに

以上、備中北部を事例に、古代社会の基礎構造をなす村落や家族の在り方、それをとりまく自然的条件について述べた。

当時の生産や生活の基盤は、現在とは較べることもできないほど脆弱であり、ちょっとした自然条件の変化に左右されて飢饉が発生し、それにともない疫病に見舞われるのである。古代の出生時平均余命は、おおよそ三〇歳程度であり、生命の新陳代謝は激しく、人々は、核となる男性を軸に形成される側展的な血縁関係の連鎖の中で、寄り添うように生活していたのだが、こうした諸特徴はいずれも社会基盤の脆弱性に規定されたものであった。

古代でも飢饉時には、山野河海といった生活空間が生命をつなぐ上で、重要な役割を果たすのだが、こうした山野河海の用益と日常的な農業生産がどのような構造・関係にあったのかといった点について、必ずしも十分に明らかにされているわけではない。古代におけ

³⁸⁾ 今津勝紀「『出雲国風土記』にみえる阿志毘縁道をめぐって」（平成一四年度～平成一七年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『中山間地域における地域形成とその歴史的特性に関する総合研究—島根県石見地方の地域調査と鳥取県日野地方の被災史料救出保全活動の成果をもとに—』研究代表者 竹永三男 二〇〇六年。

³⁹⁾ 岸俊男「『額田部臣』と倭屯田」『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年。

⁴⁰⁾ 今津勝紀「古代吉備地域の部の分布をめぐる若干の考察」（平成一七年～平成一九年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『空間情報科学を用いた吉備中枢地域の考古学的研究』研究代表者 新納泉、二〇〇八年。

る基礎的な再生産構造の丹念な検討が求められている。

その際、人類が構成する社会の変化は、環境もふくめた所与の歴史的諸条件のもとでの選択の結果であり、自然環境の変化とそれへの適応を考慮して、その総体的な把握が目指されるべきである。これまでの歴史学がどちらかというと、人間社会に内在的にその変化を捉えてきたことから、大きく踏み出すこととなるが、そうした試みも必要になると考える。今後の課題としたい。

今津勝紀「古代の災害と地域社会－飢饉と疫病－」（大阪歴史科学協議会『歴史科学』196、2009.3）を収録。

表 貞観年間の疫病記事一覧

年	日本三代実録	対象国	記事
貞観元年	859 貞観元年七月十三日	五畿内七道諸国	詔。諸国定額寺。堂塔破壊。仏經曝露。三綱檀越。無心修理。頃年水旱不時。疫癘間発。静言其由。恐縁彼咎。
貞観二年	860 貞観三年八月十七日	長門	長門国。去年疫癘。死者尤多。並賑給之。
貞観三年	861 貞観三年八月十七日	越前	越前国。百姓窮弊飢饉特甚。
貞観四年	862 貞観四年七月二日	常陸	常陸国河内・信太・鹿島・那賀・多珂五ヶ郡。頻年水旱疾疫、給復二年。
貞観五年	863 貞観五年正月廿一日	天下	停内宴。以天下患咳逆病也。
貞観五年	863 貞観五年正月廿七日	京城及畿内畿外	於御在所及建礼門。朱雀門。修大祓事。以攘災疫也。賑給京師飢病尤甚者。自去年冬末。至于是月。京城及畿内畿外。多患咳逆。死者甚衆矣。
貞観五年	863 貞観五年二月廿一日	大和・和泉	大和・和泉両国飢疫。賑給之。
貞観五年	863 貞観五年四月三日	伯耆	先是。伯耆講師伝燈法師位僧賢永奏言。年来五穀不登。百姓窮弊。加之疫病頻発。死亡者衆。
貞観六年	864 貞観六年七月十一日	加賀・出雲	加賀・出雲両国疾疫。
貞観六年	864 貞観六年十一月十二日	五畿内・山陽・南海	勅令五畿内并山陽南海両道。預鎮謝疫癘。兼転読般若大乘。以神祇官奏言彼諸国可有天行也。
貞観六年	864 貞観六年十二月十日	駿河	駿河国言、駿河郡帯三駅二伝。(略)、年来疫旱荐臻。課丁欠少。因而駅伝子等不能満数。郡民凋残。莫甚於此。
貞観七年	865 貞観七年二月十三日	出雲	出雲国言、衰弊年久。黎元凋残。疫癘数発。稼穡不登。護国安民般若之力。攘災招福経王之助。
貞観七年	865 貞観七年四月五日	内外	去年天下患咳逆病。今年内外疫氣有萌。故転経攘之。
貞観八年	866 貞観八年閏三月	美作	美作国飢疫。賑給之。
貞観八年	866 貞観八年五月廿六日	伊勢	大神宮司言。頃年国内疫病繁発。神郡百姓病死者衆。経触邪穢。無人駈役。
貞観八年	866 貞観八年五月廿七日	備前	備前国旱疫。以正税十万束仮貸窮民。
貞観八年	866 貞観八年六月朔	伊勢・因幡	伊勢・因幡国飢疫。並賑給之。
貞観八年	866 貞観八年六月廿一日	志摩	志摩国飢疫。以尾張国正税穀賑給之。
貞観八年	866 貞観八年十月八日	備中	備中国哲多英賀両郡百姓給復二年。以旱疫也。
貞観八年	870 貞観十二年八月五日	隠岐	免除隠岐国貞観七八両年疫死百姓三千一百八十九人。

貞観 12 年	870	貞観十二年十月廿五日	伯耆	伯耆国飢。疫死者衆。優復河村。久米。会見。日野四郡百姓一年。
貞観 14 年	872	貞観十四年正月廿日	京邑	是月。京邑咳造病発。死亡者衆。人間言。渤海客来。異土毒氣之令然焉。
貞観 15 年	873	貞観十五年十二月朔	大宰府	大宰府廓中飢疫。賑給之。
貞観 18 年	876	貞観十八年七月十一日	丹後・美作	丹後・美作两国飢疫。賑給絶乏戸。